

第 3 章

各論Ⅱ：亞急性期～慢性期・中長期

● 本章のポイント●

主に亞急性期以降は、慢性疾患への対応、被災者に対する健康管理や公衆衛生的な医療ニーズに対応する必要があります。

本章では、二次保健医療圏に設置される医療対策拠点が閉鎖されて、区市町村が主体となった医療救護活動について、基本的な事項を記載しています。

第1節 東京都の医療救護活動

1 亜急性期以降の医療救護活動(基本方針)

(1) 亜急性期における医療救護活動

亜急性期は、ライフラインが徐々に復旧し、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況になります。このため、都内の災害医療体制は、都内全域の広域的な調整から区市町村中心の体制へ移行し、医療救護班等の派遣調整も計画的に行われます。

(2) 慢性期における医療救護活動

慢性期は、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況ですが、避難生活が長期化しているため、慢性疾患治療や被災者等の健康管理を中心に医療救護活動を行います。

(3) 中長期以降における医療救護活動

中長期以降は、地域の医療機能がほぼ回復し、医療救護所もほぼ閉鎖されます。この時期の情報連絡体制は、地域医療等の状況を踏まえ、都が別に方針を示します。

2 都医療救護班等の活動(関連P14・P22・P64)

都は、医療救護所の医療ニーズや設置状況を把握して、引き続き都医療救護班等を編成し、区市町村から医療チームの派遣要請を受けたときは、計画的に医療チームを配分調整します。

(1) 都医療救護班

都医療救護班は、医療救護活動拠点等において区市町村が定める医療救護活動の方針等を確認し、避難所医療救護所を中心に、医療救護活動を行います。

(2) 都歯科医療救護班

都歯科医療救護班は、医療救護活動拠点等において区市町村が定める歯科医療救護活動の方針等を確認し、医療救護所を中心に、歯科医療救護活動を行います。

(3) 都薬剤師班

都薬剤師班は、医療救護活動拠点等において区市町村が定める救護活動の方針等を確認し、医療救護所及び医薬品の集積場所等を中心に、救護活動を行います。

(4) 都医療救護班等の派遣要請

都医療救護班等の派遣要請は、第2節の区市町村の医療救護活動に記載します。

3 医療対策拠点閉鎖後の対応

地域災害医療コーディネーターは、圏域内の区市町村と今後の医療救護体制などについて調整を行います。その上で、都は、各二次保健医療圏の被災状況や支援状況等を考慮し、地域災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、医療対策拠点を閉鎖します。

(1) 情報収集体制

亜急性期以降は、各二次保健医療圏に設置する医療対策拠点を閉鎖するため、区市町村災害対策本部と東京都災害対策本部が情報収集等を行います。

区市町村は、医療救護活動拠点において医療救護所等の医療ニーズや活動状況を把握して、関係機関と情報共有を図るとともに、定期的に都に報告します。都は、必要に応じて所管の地域災害医療コーディネーターに情報提供を行います。

(2) 医療チームの派遣

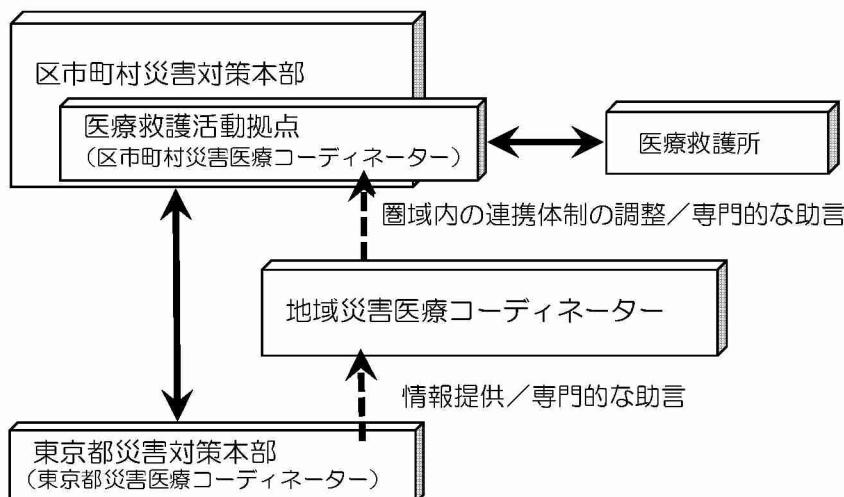
都は、区市町村から都医療救護班などの医療チームの派遣要請を受けて、計画的に医療チームを派遣します。

(3) 地域災害医療コーディネーターと各機関との連携について

医療対策拠点閉鎖後は、地域災害医療コーディネーターが中心となって地域災害医療連携会議を定期的に開催し、医療対策拠点閉鎖後の対応や圏域内の活動方針について協議します。

また、地域災害医療コーディネーターは、圏域内の各機関や都の求めに応じ、医療対策拠点閉鎖後も必要な支援や助言を行います。

[図26：亜急性期以降の情報連絡体制]



第2節 区市町村の医療救護活動

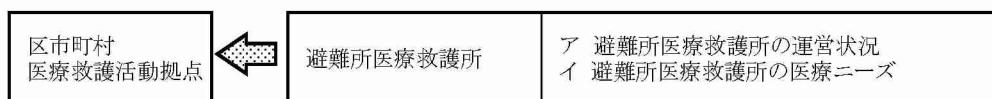
区市町村は、医療救護活動拠点を引き続き設置して、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行います。

* 本節は、区市町村の標準的な取扱いについて記載していますが、各区市町村が定める地域防災計画が優先されます。

1 情報連絡体制

区市町村は、区市町村地域防災計画に基づいて、引き続き医療救護に必要な情報を集約します。この時期は、避難所の医療ニーズに加え、慢性疾患、被災者や支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズの把握が重要です。

(1) 避難所医療救護所→区市町村



区市町村は、避難所医療救護所の医療ニーズや運営状況を把握して、各所の運営に不均衡が生じないように調整します。

避難所医療救護所の指揮者は、運営状況や医療ニーズについて、区市町村災害医療コーディネーターに報告します。

(2) 区市町村→都

区市町村は、避難所医療救護所の状況について、定期的（1日1回程度）に、EMISに入力します。

2 医療救護活動の統括・調整(関連P28・P87)

亜急性期以降は、避難生活が長期化するため、医療ニーズも慢性疾患治療や被災者等の健康管理が中心になります。

区市町村は、避難所医療救護所や、医療救護班による避難所等への巡回診療により、被災地域の住民に対して医療を提供します。

(1) フェーズに応じた対応

ア 亜急性期

亜急性期以降は、状況に応じて、きめ細かい対応（例えば、午前は避難所医療救護所での診療、午後は周辺地区の巡回等に切り替えるなど）を図ります。

イ 慢性期・中長期

慢性期・中長期は、被災地内の医療機能が回復するため、避難所医療救護所を縮小し、通常の地域医療体制へ段階的に移行します。

(2) 医療救護所の設置・運営

区市町村は、必要に応じて、避難所医療救護所を引き続き設置します。

(3) 医療救護活動拠点の運営

区市町村は、医療救護活動拠点において、定期的にミーティングを開催し、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護活動の方針等について検討します。

(4) 地区医療救護班等の編成及び派遣

区市町村は、引き続き、区市町村地域防災計画等に基づき、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会に対して、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の編成・派遣を要請します。

亜急性期以降の医療救護活動は、長期的に行われるため、計画的に地区医療救護班等を派遣します。

(5) 医薬品・医療資器材

医療救護班等が使用する医薬品・医療資器材は、区市町村が調達します。

調達内容は、災害規模や状況等により異なりますが、亜急性期以降は、内科系、慢性疾患、歯科疾患、精神科などを中心に準備します。

(6) 医療チームの派遣要請

亜急性期以降は、各二次保健医療圏に設置する医療対策拠点が閉鎖されます。

区市町村は、都に対して、必要に応じて、医療チームの派遣を要請します。

また、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえながら、計画的に医療チームを、医療救護所等に派遣します。

[図27：医療チームの要請手続き - 都医療救護班の場合 -]



〔医療チームの要請手順〕

① 派遣要請(区市町村 ⇒ 東京都)

区市町村は、主に医療救護所で活動中の医療チームを配分調整しますが、医療チームが不足しているときは、都に対して、都医療救護班等の派遣を要請します。

② 編成・派遣要請(東京都 ⇒ 都医師会)

都は、区市町村から派遣要請を受けたとき（又は都が必要と判断したとき）は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部及び災害拠点病院に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び薬剤師班の編成・派遣を要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付します。

③ 編成・派遣決定(都医師会等 ⇒ 都)

派遣要請を受けた都医師会などの関係機関は、都医療救護班等の編成・派遣を決定し、様式4「医療チーム派遣要請書」及び様式5「医療チーム編成・参集報告書」を都に送付します。

④ 配分決定(都 ⇒ 医療対策拠点)

都は、関係機関からの編成・派遣決定を受けて、都医療救護班等の配分を決定し、要請元の区市町村に対して、様式4及び様式5により回答します。

3 地区医療救護班等の活動(関連P14・P31・P89)

地区医療救護班等は、避難所医療救護所や巡回診療を行う施設において、医療救護活動を行います。

各班に想定される活動は、以下のとおりですが、状況により異なりますので、医療救護活動拠点において、区市町村災害医療コーディネーターから、活動方針を確認します。

(1) 地区医療救護班

地区医師会は、地区医療救護班を編成し、避難所医療救護所を中心に、区市町村が定める医療救護活動を行います。

《主な活動内容》

- ア 避難所医療救護所又は巡回診療による医療の提供
- イ 被災者に対する健康相談等
- ウ 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- エ 復旧する医療機関への引継ぎ

(2) 地区歯科医療救護班

地区歯科医師会は、地区歯科医療救護班を編成し、避難所医療救護所を中心に、区市町村が定める歯科医療救護活動を行います。

特に、亜急性期以降は、区市町村、医療救護班等と連携し、被災住民の健康保持に不可欠な歯科治療及び歯科保健指導などを実施します。

《主な活動内容》

- ア 避難所医療救護所又は巡回診療による歯科医療の提供
- イ 被災者に対する歯科健康相談等
- ウ 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- エ 復旧する歯科医療機関への引継ぎ

(3) 地区薬剤師班

地区薬剤師会は、薬剤師班を編成し、避難所医療救護所や医薬品の集積場所等を中心に、区市町村が定める救護活動を行います。

《主な活動内容》

- ア 避難所医療救護所等における調剤及び服薬指導
- イ 避難所医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理
- ウ 避難所での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
- エ 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- オ 復旧する薬局への引継ぎ

4 医療救護所(関連P32・P91)

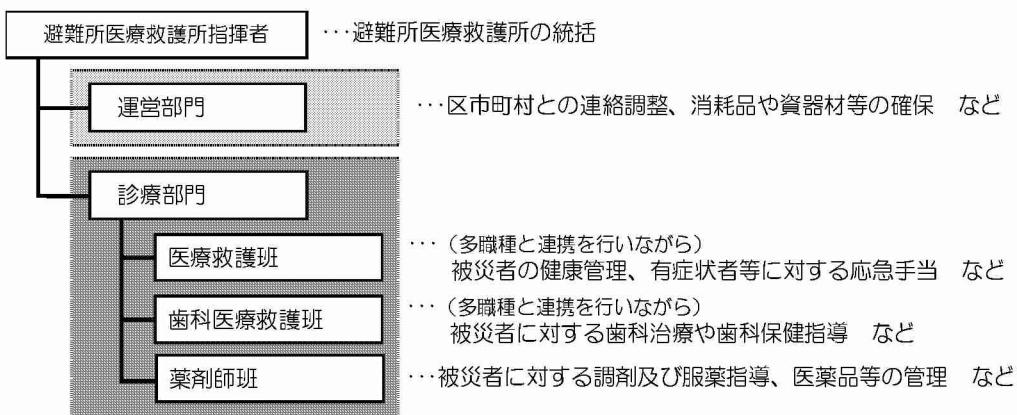
亜急性期以降は、ライフラインや地域の医療機能が徐々に回復します。また、慢性期以降は、地域の医療機関や薬局等も徐々に再開することが見込まれます。

このため、避難所医療救護所では、避難生活が長期化する被災者の健康管理等が中心になります。

(1) 標準的な体制

避難所医療救護所の体制は、区市町村が状況に応じて決定しますが、標準的な体制及び機能は、下記のとおりです。

[図28：避難所医療救護所の標準的な体制（亜急性期以降）]



(2) 避難所医療救護所の指揮者の選任

区市町村は、避難所医療救護所の運営が長期化することを想定して、地元医師会と協議の上、計画的に避難所医療救護所の指揮者を選任します。

この指揮者は、避難所医療救護所の活動を統括し、避難所と連携して、医療ニーズに応じた医療救護活動を運営するほか、区市町村災害医療コーディネーター等との連絡調整、医薬品・医療資器材等の確保を指揮します。

(3) 運営部門

運営部門は、区市町村との連絡調整、医療救護所で使用する消耗品や資器材の確保などを行います。

(4) 診療部門

診療部門では、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班が連携して、それぞれの活動を行います。

ア 医療救護班

避難所では、保健師を中心に避難者の健康管理が行われます。（状況に応じて、保健師、管理栄養士等からなる保健活動班が編成されることがあります。）

このため、医療救護班は、保健師（又は保健活動班）と連携して避難者の健康状態をチェックし、有所見者・有症状者への応急手当を行います。

また、災害時要支援者等の状況の確認への協力、集団の中で蔓延する可能性のある感染症の早期発見及び予防指導、予防接種の実施等を行います。

イ 歯科医療救護班

歯科医療救護班は、保健師（又は保健活動班）と連携して、被災者の健康保持に不可欠な歯科治療及び歯科保健指導を実施します。

亜急性期以降は、重症の口内炎や歯周炎の急発が多くなりますが、これらは、栄養状態の悪化による抵抗力の減弱の結果であると考えられるので、歯科的な対応だけでなく、医師の受診が必要となる可能性の高い要観察者として留意する必要があります。

また、義歯の紛失や不適合による咀嚼障害や、避難所生活が長期化した場合の口臭の問題などが、本人や周囲の大きなストレスになるため、適切に歯科保健指導や検診・予防処置を行います。

ウ 薬剤師班

薬剤師班は、被災者に対する調剤・服薬指導を行います。

避難所医療救護所での調剤業務については、避難所医療救護所の指揮者と協議し、その決定に従います。

医師の診断・治療を必要としない傷病者には、薬剤師班がOTC医薬品を交付して、医師の負担を軽減します。

(5) 情報連絡体制

医療救護所の情報連絡体制及び報告内容（被害情報や活動状況）については、各区市町村の定めによります。

5 医療救護活動拠点の閉鎖

区市町村は、医療救護所の設置数や医療救護活動の状況等を考慮し、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、医療救護活動拠点を閉鎖します。

